

神奈川県へき地の医療機関等への看護師等の労働者派遣に係る事前研修実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、令和3年3月2日付け厚生労働省医政局長等通知「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布について」第1-5-(二)に規定する事前研修(以下「事前研修」という。)の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。
へき地 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第2条第2項の市町村を定める省令(平成18年厚生労働省令第70号)で定める市町村をいう。

(実施主体)

第3条 事前研修は、神奈川県健康医療局保健医療部医療整備・人材課(以下「県」という。)が仕組みを構築し、派遣元事業主及び派遣先医療機関等が研修を実施する。

(研修内容)

第4条 事前研修の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 地域における医療機関や関係機関との連携体制のあり方について
 - (2) 救急医療や在宅医療等に関する知識等について
 - (3) 派遣先の地域固有の自然環境や生活環境(気候・地形、疾病構造・風土病、ライフラインの整備状況等)について
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、派遣労働者の個人的な属性、労働者派遣契約の内容等に基づき、派遣元事業主、派遣先医療機関等で協議の結果、事前研修が必要と判断された事項について
- 2 事前研修資料の作成・使用にあたっては、次に掲げるところにより行う。
- (1) 前項第1号に係る事前研修については、県が作成した資料を使用する。ただし、派遣元事業主及び派遣先医療機関等が作成した資料についても、県の確認の上、使用することを妨げない。
 - (2) 同第2号に係る事前研修については、県が作成した資料を使用する。ただし、派遣元事業主及び派遣先医療機関等が作成した資料についても、県の確認の上、使用することを妨げない。
 - (3) 同第3号に係る事前研修については、派遣先市町村(必要に応じその周辺市町を含む)の公表資料等を参考に、派遣元事業主及び派遣先医療機関等が作成した資料を、県の確認の上、使用する。
 - (4) 同第4号に係る事前研修については、派遣元事業主及び派遣先医療機関等が作成した資料を、県の確認の上、使用する。

3 事前研修は、6時間以上行うこととする。

(実施方法)

第5条 派遣元事業主は派遣先医療機関等と調整の上、県に対して、実施計画書（別紙様式1）及び事前研修資料を提出する。

2 県は、前項の実施計画書及び事前研修資料を受理し、記載内容に不備がないか確認を行う。

3 派遣元事業主及び派遣先医療機関等は、派遣される看護師等に事前研修を実施する。

4 事前研修実施後、派遣元事業主は派遣先医療機関等と調整の上、県に対して、実施修了報告書（別紙様式2）を提出する。

5 県は、前項の実施修了報告書を受理し、記載内容に不備がないか確認を行い、不備がないと認められる場合は、派遣元事業主に対して、修了証明書（別紙様式3）を交付する。

附 則

この要領は、令和6年4月16日から施行する。